

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について小牧市に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

小牧市長 山下 史守朗

- 1 都市計画の種類及び名称
尾張都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
小牧市桜井本町123番2 ほか
- 3 縦覧場所
小牧市役所 東庁舎2階 都市計画課
- 4 縦覧期間
令和7年9月5日から令和7年9月19日まで
- 5 意見提出期限
令和7年9月5日から令和7年9月19日まで